

富山県特例子会社等設立支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県特例子会社等設立支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「親事業主」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する親事業主をいう。
- (2) 「特例子会社」とは、法第44条第1項に規定する子会社で、同条同項の規定により、法第43条第1項及び第7項の規定の適用について、当該子会社が雇用する労働者を当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該子会社の事業所を当該親事業主の事業所とみなされることとなる株式会社をいう。
- (3) 「特定事業主」とは、法第45条の3第1項に規定する特定事業主をいう。
- (4) 「特定組合等」とは、法第45条の3第1項に規定する特定組合等をいう。
- (5) 「事業協同組合等」とは、法第45条の3第2項に規定する事業協同組合等をいう。
- (6) 「雇用促進事業」とは、法第45条の3第1項第3号に規定する事業をいう。
- (7) 「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号。）第2条に規定する中小企業者をいう。

(補助金の交付)

第3条 知事は、富山県内における特例子会社の設立等を促進し、障害者の就業機会の拡大を図るため、特例子会社を設立しようとする事業主の会社設立又は事業協同組合等の雇用促進事業の準備に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。ただし、国若しくは県の他の補助金を現に受けて事業を実施している場合又は実施する予定である場合は、この補助金の対象とならないものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象者（以下「補助対象事業主等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内に特例子会社を設立する親事業主で次のいずれも満たす者であること。
 - ア 県内に事業所があること
 - イ 雇用する労働者の数が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第7条で規定する数以上であること。
 - ウ 法第44条第1項の認定を受けること。
- (2) 特定事業主と雇用促進事業を実施する事業協同組合等で次のいずれも満たす者であること。
 - ア 県内に主たる事務所があること。

イ 特定組合等の認定を受けること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の対象としないものとする。

(1) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「暴力団対策法」という）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

(4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助額並びに限度額は、別表1のとおりとする。

（事前協議）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業主又は事業協同組合等は、補助を受けようとする事業を開始する前までに、設立計画書（第1号様式。以下「設立計画書」という。）に設立計画内訳書（第1号様式の2）及び全部事項証明書を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の設立計画書を受理した場合において交付対象と認める場合は、当該申請事業主等に対し、通知するものとする。

3 申請事業主等は、前項の通知を受けた後に次の各号のいずれかに該当する場合には、設立計画変更（中止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(1) 事業に要する経費の配分の変更（経費区分ごとのいずれかの額の20%を超える変更）をするとき

(2) 補助事業等の内容の変更をするとき

(3) 事業を中止、又は廃止するとき

4 知事は、前項の変更（中止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該申請事業主等に対し、通知するものとする。

（交付の申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特例子会社又は特定組合等の認定日（以下「認定日」という。）が属する年度内において、認定日から起算して30日を経過した日又は認定日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、補

助金交付申請書及び実績報告書（第3号様式）（以下「申請書及び実績報告書」という。）に別表2に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税税率を乗じて得た額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請を行わなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

- 第8条 知事は、前条第1項の規定により提出された申請書及び実績報告書を審査のうえ、その内容が適正であると認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定をし、申請者に通知するものとする。

（補助金交付申請の取下げ）

- 第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定）

- 第10条 知事は、第7条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

- 2 交付決定者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに「消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書」（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し）

- 第11条 知事は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則第15条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (3) 第4条第2項各号のいずれかに該当するとき。

（補助金の返還）

- 第12条 知事は補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されて

いるときは、規則第 16 条第 1 項の規定により、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補助金の経理)

第 13 条 交付決定者は、収支簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 交付決定者は、前項の支出額について、その支出の内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第 14 条 知事は、補助事業の適正を期するために必要があるときは、交付決定者に対して報告をさせ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査することができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第5条関係）補助対象経費等

補助対象経費	特例子会社の設立又は雇用促進事業の準備等に必要なる事務経費であつて、実際に要したもののうち、下記の経費区分に掲げるもの。	
	経費区分	内 訳
	設立プラン策定に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容、労務管理等について外部専門家に意見を求めた場合の費用（謝金、手数料、負担金、費用弁償、助成金申請） ・設立に際して必要な社員研修に係る費用（謝金、手数料、負担金、旅費） ・コンサルティング費 ・先進企業等の視察に要する経費（受入企業等に対する謝金、手数料、負担金、調査旅費）
	株式会社等の設立に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・定款の認証印紙代 ・定款認証手数料 ・定款の謄本交付手数料 ・資本払込事務取扱手数料 ・資本払込金保管証明書手数料 ・登録免許税（既存の事業所等を特例子会社等にする場合の認定に係る経費を含む。） ・全部事項証明書（謄本）手数料 ・個人の印鑑証明書手数料 ・会社印鑑証明書手数料
	官公署への手続き等に係る行政書士等に対する報酬 （既存の事業所等を特例子会社等にする場合の認定に係る経費を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社等の設立に係るもの ・社会保険適用申請に係るもの ・労働保険適用申請に係るもの ・労働保険成立届に係るもの ・就業規則その他の規則の作成に係るもの

	設立に伴う準備室等に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立準備室等賃借料 ・ 不動産周施料 ・ 事務用品リース料 ・ 車リース料 ・ 駐車場料金 ・ 設立準備に係る社員旅費
	その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費に3分の1を乗じた額（千円未満切り捨て） ・ 補助対象事業主等が以下のいずれかに該当する者の場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 複数の重度障害者を雇用した親事業主 (2) 中小企業である親事業主 (3) 事業協同組合等 補助対象経費に2分の1を乗じた額（千円未満切り捨て）	
補助限度額	300万円／1親事業主・事業協同組合等	

別表 2 (第 7 条第 1 項関係)

● 親事業主

交付申請書及び実績報告書の添付書類
① 第 5 条に規定する経費を支払ったことを証する書面の写し
② 定款の写し
③ 全部事項証明書
④ 親事業主及び特例子会社について、法第 44 条第 1 項に規定する厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書面の写し
⑤ 事業所概要が分かるパンフレット等の資料
⑥ 補助対象事業主等が複数の重度障害者を雇用した親事業主である又は中小企業である場合は、当該雇用した者が重度障害者であることが確認できる書類の写し又は当該事業主が中小企業であることが確認できる書類の写し
⑦ その他知事が特に必要と認める書類

● 事業協同組合等

交付申請書及び実績報告書の添付書類
① 第 5 条に規定する経費を支払ったことを証する書面の写し
② 定款の写し
③ 全部事項証明書
④ 事業協同組合等及び特定事業主について、第 45 条の 3 第 1 項に規定する厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書面の写し
⑤ 組合の概要が分かる資料
⑥ その他知事が特に必要と認める書類